様式1

こども青少年局

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
平成29年8月1日	平成29年8月22日	大阪市が所管する審議会等において、議事録審議要旨の作成を定めた指針があるのに、議事録等を作成していないものについて、①その審議会等の名称、②作成していない理由、③大阪市行政委員会事務局の監査による指摘を受けたことが確認できる文書。 （こども青少年局に係るものについて）	不存在	号	こども青少年局	総務課（庶務グループ）
平成29年8月1日	平成29年8月22日	市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分（申請に対する決定含む）について審査請求・異議申立の制度ある場合に、その制度に基づき作成された「決定書」。ただし、決定書について、①必要な所属長決裁なく、課長までのゲタ版決裁。②同課長、同課長代理が同様案件で以前に文書管理システムで所属長決裁している。③公印審査を行っていない。④定められた公印を使用していない。⑤不服ある場合の教示の記載が無い。また審査会に係り、⑥議事録を作成していない。⑦当初審査会と審査請求等あった場合の審査会の審査委員が定数より少ない同一の１名である。以上①～⑦のすべてを満たすもの。ただし、⑦については身障手帳交付申請など二審ある場合のみ必要条件とする。決定書は写し含む。 （こども青少年局に係るものについて）	不存在	号	こども青少年局	総務課（庶務グループ）
平成29年8月22日	平成29年9月5日	社会福祉法人肇國舎が運営し、現在は休園状態にある高等森友学園が大阪市に対して提出していた １　入所児童処遇特別加算の算出根拠となる書類（高齢者等を雇用している証明など） ２　アレルギー対応等栄養士配置事業補助金の算出根拠となる書類（栄養士である証明など）	部分公開	1 2 号	こども青少年局	保育企画課（給付認定グループ）

様式1

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
平成29年8月23日	平成29年9月5日	高等森友学園保育園が2011年度以降、保育士の処遇改善加算の申請に際し、申請の添付書類として市に提出した書類一式 ア　民間施設給与等改善費適用申請書及び保育所職員一覧表（処遇改善等加算に係る加算率認定申請書） イ　年度途中退職職員名簿等 ウ　資格証明書 エ　履歴書 カ　派遣職員の雇用証明書 キ　雇用（委託）契約書 ク　所得税源泉徴収簿 ケ　在職証明書 コ　労働者名簿 サ　運転免許証等身分証明書 シ　支給控除一覧表	部分公開	1　2　　　号	こども青少年局	保育企画課（給付認定グループ）
平成29年8月29日	平成29年9月11日	行政処分の決定が審査会等の判断による答申を基本的根拠としている場合に、申請者が審査委員から直接説明受けることについて、①必要性等を定めた条文・規則等（否定含む）。 （こども青少年局に係るものについて）	不存在	号	こども青少年局	総務課（庶務グループ）
平成29年8月29日	平成29年9月11日	H29．８．１に公開請求「市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分…。以上①～⑦のすべてを満たすもの。…」で唯一公開された（H29．８．15付大北福第457号）についてその事実（不正の積重により作成された決定書）を所属長が承知していることが確認できる文書。ただし、北区を除く市長部局について。 （こども青少年局に係るものについて）	不存在	号	こども青少年局	総務課（庶務グループ）